

お知らせ

お詫びと訂正

【秘書広報課】

広報はしもと2024年6月号の15ページで、スマートフォン教室の記事について、学文路地区公民館の電話番号に誤りがありました。正しい電話番号は、34-1546です。

また、裏表紙のHashiPhotoSpotの記事について、葛城館は「国の登録文化財」と紹介しましたが、正確には「国の登録有形文化財」です。お詫びして訂正します。

コンビニ交付による証明書自動交付サービスの一時停止について

【市民課】

マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」による証明書の自動交付サービスは、システムのメンテナンスなどのため下記の日時は利用できません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- サービス停止日時 7月17日(水)の終日
- 問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131
税務課 市民税係 ☎33-6212

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。ただし、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。

- 日時
 - 7月12日(金) 午後5時30分～8時
 - 7月28日(日) 午前9時～午後3時
- 問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

事業主（給与支払者）の皆さんへ

【税務課】

- 給与支払報告書の提出を
令和6年度（令和5年分）の給与支払報告書は、令和6年1月31日が提出期限となっています。まだ提出されていない場合は速やかに提出してください。
- 個人住民税の特別徴収推進について
和歌山県および県内全30市町村では、原則としてすべての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を強く推進しています。個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入する制度で、地方税法および橋本市税条例により義務づけられています。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 問い合わせ 税務課 市民税係 ☎33-6212

YouTube限定配信による発達障害者支援の講演会

【福祉課】

- 配信期間 7月19日(金)午前10時～29日(月)午後5時
- テーマ 発達障害のある子とその家族がもっといきいき過ごせるように～思春期・青年期をうまく乗り越えるためには～
- 講師 世森洋樹氏（大学特任教授）
- 対象 発達障害の当事者やその家族、福祉関係者、教育関係者、発達障害に関心のある人
- 申込期限 7月26日(金)午後5時
- 申込方法
右の二次元コードから申し込んでください。
※電話での申し込みはできません。
- 問い合わせ
和歌山県発達障害者支援センター「ボラリス」
☎073-413-3200



国民年金の保険料の支払いが困難な時は免除・猶予制度のご案内

【保険年金課】

失業や経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

- 保険料免除制度
所得に応じて「全額免除」や「一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）」があります。ただし、一部免除の場合、減額された保険料を納付しなければ、将来の年金支給額は少なくなります。
- 納付猶予制度（50歳未満）
同居している世帯主の所得に関わらず、本人と配偶者の所得が基準以下の場合には納付が猶予されます。
- 免除や猶予の申請ができる期間について
申請年度の7月分から翌年6月分までです。なお、過去に未納期間がある場合の申請できる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までです。
- 受付時期 令和6年度分の申請受付は7月1日以降
- 免除や猶予された保険料
10年以内なら、遡って納付（追納）することができます。ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。
- その他 申請はマイナンバーカード、マイナポータルを利用した電子申請が可能です。
- 問い合わせ
保険年金課 国民年金係 ☎33-1272

社会を明るくする運動について

【生涯学習課】

- 社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。市でも保護司会や更生保護女性会、行政などの関係機関で推進委員会をつくり、街頭での啓発活動や作文募集などに取り組んでいます。この機会に、家庭や地域でできることを考えてみてください。
- 問い合わせ 生涯学習課 ☎33-6112

移住支援金について

【シティプロモーション課】

県内企業への就職やテレワークのために、東京圏から橋本市へ移住してきた人に移住支援金を支給します。

- 支給額
 - 2人以上の世帯での移住の場合 100万円
 - 単身での移住の場合 60万円※移住する世帯に18歳未満の人がいる場合、1人につき100万円加算
- 支給要件
移住する直前の10年間のうち、通算5年以上（移住する直前に連続して1年以上）の期間、次のいずれかの要件に該当すること。
※東京圏に在住し、東京23区内の大学などに通学し、東京23区内の企業に就職した場合はその期間も通勤期間に含むことができます。
 - 東京23区に在住している
 - 雇用保険の被保険者として、東京圏に在住し、東京23区へ通勤している
- 就業に関する要件
 - ウェブサイト「はたらコードわかやま」に参画している企業のうち、移住支援金の対象となる企業に就職していること
 - 専門人材として就職していること
- テレワークに関する要件
 - 自分の意思で移住し、移住先を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行うこと
- 起業に関する要件
 - 和歌山県起業支援事業に係る起業支援金の交付を受けていること※その他の要件については、市ホームページ（下の二次元コード）を確認していただくか、お問い合わせください。
- 申し込み・問い合わせ
シティプロモーション課 交流定住係
☎33-6106



令和5年度 情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況

- 情報公開制度 市が保有している行政文書の閲覧など

開示請求 件数	決定を行なったもの			決定を行わなかったもの		
	開示	部分開示	不開示	却下	取り下げ	不存在
18件	11件	4件	0件	0件	0件	3件

※令和5年度は、不服申立てはありませんでした。

- 個人情報保護制度 市が保有している本人に関する情報の開示、訂正など

開示請求 件数	決定を行なったもの			決定を行わなかったもの		
	開示	部分開示	不開示	却下	取り下げ	不存在
51件	5件	43件	1件	0件	1件	1件

※令和5年度は、不服申立てはありませんでした。

また、個人情報の訂正・削除請求、利用中止・利用停止請求もありませんでした。

- 問い合わせ 総務課 文書統計係 ☎33-6110

ごみの福祉収集について

市では、ごみ出し困難者や子育て世帯、要介護世帯などに対して2種類の福祉収集を行っています。週1回、決められた曜日に職員がご自宅までごみの収集に伺います。詳しくは、市ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。

【生活環境課】



- 福祉収集
ごみ収集時にごみ出しが確認できず、声かけにも反応がない場合は、申し込み時に登録された緊急連絡先に連絡します。
 - 対象世帯
要介護認定者や障がいのある人などのみで構成され、親族や近所からごみ出しの支援が見込めない世帯
 - 収集対象ごみ 粗大ごみ以外のごみ
- 紙おむつ収集
 - 対象世帯
育児や介護などで紙おむつ類を使用する人がいる世帯
 - 収集対象ごみ
汚物を取り除いた後の紙おむつ類（紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド、お尻ふき）
- 問い合わせ 生活環境課 ☎33-3702